

交通用具利用の算定根拠

交通用具とは、自家用車、バイク、施設による送迎を含み、自転車での通所に要する経費並びに駐輪・駐車に要する経費は対象となりません。

1日あたりの利用距離（※）	金額（円）
5 km以下	60
5 kmを超え、10 km以下	120
10 kmを超え、15 km以下	180
15 kmを超え、20 km以下	240
20 kmを超える	280

（※）最も経済的な通常の経路として利用する距離